

平成26年第2回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成26年6月12日 午前10時11分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀茂君	3番	服部隆君
4番	篠田英一君	5番	野澤良治君
6番	青野正君	7番	星野初英君
8番	牧山龍雄君	9番	福智正之君
10番	廣瀬裕君	11番	大野佳美君
12番	宮本秀樹君		

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	石山和雄君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	大槻正己君
出納室長	林博行君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩橋弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成26年6月12日（木曜日）

午前10時11分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例
- 日程3. 議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程6. 議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）
- 日程7. 請願第1号 「かわち寿大学」存続を求める請願について
- 日程8. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程9. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 議案第3号
- 日程5. 議案第4号
- 日程6. 議案第5号
- 日程7. 請願第1号
- 日程8. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程9. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時11分開議

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、阿部洋子氏外3名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご

承知くださるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、動物愛護について、寡婦控除のみなし適用については、星野初英君からの質問です。

2、教育の取り組みについて、次世代育成支援金の見直しについては、牧山龍雄君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） 皆様おはようございます。7番星野初英です。

足元の悪い中、傍聴にお越しくささいまして、まことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。

それでは、町民の皆様にお応えするために、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、動物愛護についてと寡婦控除のみなし適用についての2点の質問をさせていただきます。

初めに、動物愛護についての質問をさせていただきます。今や、犬や猫などペットの暮らしは私たち人間の生活に当たり前に溶け込んでいます。さらに、少子高齢化やひとり暮らしの増加、そして認知症予防等さまざまな理由も含め、かけがえのない家族の一員としてともに生活をされている家庭も少なくありません。その一方で、近年のペットブームにあやかり、悪質なブリーダーによる動物虐待事件が問題にされています。また、動物を家族として受け入れた後の飼育放棄の虐待は、動物愛護管理法に照らし、その責任が大きく問われているところでもあります。

皆さんご存じでしょうか、世界の中で我が国は動物愛護後進国と言われていることを。その原因が年間20万トンもの犬や猫の殺処分が行われていることから、このような言われ方をしています。実に驚くべき数字です。

さらに情けないのが、茨城県では犬猫殺処分7年連続ワーストワンであることです。この現実に言葉もありません。国の偉大さ、道徳的発展は、その国における動物の扱い方でわかる、こう述べたのはインドのガンジーであります。ペットの殺処分を初めとする痛ましい現状は、未来を担う子供たちの教育を考える上からも黙認することはできません。

私たち大人も含め、行政からも強いメッセージを発信することが重要なのではないのでしょうか。そこで、人間にも動物にも優しい共生社会実現のために、動物愛護、動物福祉の向上に向けた議論と施策を推進することが肝要と考えます。そこで、1、現在の現状と課題についてお聞かせください。2、犬や猫に対する苦情というのは、どのようなものがありますか、動物愛護推進委員の登録している方は河内町で何人いますか。また、動物愛護

のボランティア団体は町にありますか。3、動物愛護条例の策定について。4、最後に動物に関する教育はどのようにされていますか。

2項目の寡婦控除のみなし適用についての質問は、河内町として保育料における寡婦控除のみなし適用を調整していただけるか、以上の件を自席にて担当課長と教育長、町長にお聞きしたいと思いますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） それでは、動物愛護についての質問に入ります。

現在、河内町における現状と課題について、お聞かせください。

初めに、ここ3年間に引き取られた犬や猫の数をお示してください。さらに、飼い主が見つかった数、仕方なく最終処分された数はどれくらいいたのか。また、今現在、町に登録されている犬の数はどれくらいいますか。

お答え願います。以上、石山課長さん、お願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 星野議員のご質問にお答えします。

まず、河内町の現状と課題についてということですが、茨城県動物指導センターの資料よりお答えしたいと思います。

まず3年間に引き取った犬、猫の数についてでございますが、平成23年、犬が3頭、猫が1匹。24年、犬が3頭、猫が6匹。25年、犬が1頭、猫が14匹になります。それで、最終処分についてでございますけれども、河内町のデータとしてはございませんので、ちょっとお答えしかねます。それと、犬の登録数についてでございますが、26年3月31日現在、887頭。以上でございます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 最終処分というのは、いないとお聞きしました。それから、結構、猫も犬もいらっしゃるのですけれども、これはほとんど殺処分ですか。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） ちょっと確認はしてございませんが、この引き取られた猫、犬に関しましては、多分殺処分されているものと理解されます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番、星野初英君。

○7番（星野初英君） 今、登録されている犬は887頭とお聞きしました。登録数がかなりあると思います。これはあくまでも登録数であり、死亡した場合や転居した場合などは人間と違うのでわざわざ届け出はしないですよ。ですから、正しい数とは言えないと思いますが、私の家でも犬を飼っていますが、狂犬病のお知らせのはがきが毎年きます。たしか、死亡した場合のお知らせは、はがきに書いてあったと思いますが、今後は動物愛護の視点からもし入れられるスペースがあれば、転居の場合にも書き添えてはいかがでしょうか。

か。お願いいたします。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 今のご質問にお答えします。

狂犬病の予防注射につきましては、はがきで各登録されている方に前年登録あった飼い主の方に送付しております。それで今のご質問ですけれども、私ももう一回確認してみたのですけれども、よくみて見ましたら、小さい字なので読みづらかったのですけれども、一応、転出した方とか登録で抹消しなければいけない方は、一応町のほうに連絡くださいというような文章が細々で申しわけなかったのですが、印刷されておりました。申しわけありません。確かに、読みづらくて字がいっぱいありますので、小さいのですけれども、一応、転出者とか死亡した方に関しましては届け出をしてくれというようなはがきの内容がありますので、届いていれば連絡があるものと理解します。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番、星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。済みません、私も細かく見てませんで。

では、2問目の質問に入ります。犬や猫の苦情というのは、どのようなものがありますか。また、県の取り組みで、動物愛護推進委員が74名委託されているのですが、河内町には何人の方が登録されていて、町との連携はどのように行われているのかお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 今のご質問がありました犬、猫に対する苦情なのですけれども、河内町のほうには、年に数回、犬の放し飼いや散歩時のふんの始末等の苦情がございます。その際に、飼い主が特定できれば直接指導しています。また、平成25年度は、防災無線及び回覧等により呼びかけをいたしまして、防災無線につきましては、11月毎週日曜日なのですけれども、4回、放送させていただいております。そのほか、回覧につきましては、動物愛護月間が9月でございますので、9月と10月に広報活動を行っております。

それと、先ほどもう一つ、動物愛護推進委員の件ですけれども、現在、河内町には推進委員の方はおりません。申しわけないのですけれども。それと一応は、県南ブロックだけに把握させてもらって調べた結果ですと、27名の方がおられると。近隣でおられる方は、龍ヶ崎で2名、阿見で1名、美浦で2名が、現在、私が把握した数でございます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 石山課長、ありがとうございます。私も犬の散歩をよくしますが、確かにふんをそのままにして行く方がたくさんおります。私は、よその犬の分までは持ってこられませんので、犬のふんを見つけたときには、さすがに持って帰るのは抵抗が

ありますので、シャベルで穴を掘って埋めてきています。1日何回も埋めてくるところがあります。やはり、見た目もよくないし、通る人も気分が悪いし、土地の持ち主の方にも迷惑だし、動物を飼っている方の意識だと思いますが、中には家の前でも平気でそのままというのもお聞きしております。もう一度、細かく防災無線とか広報とか使ってやってくださっていますが、住民の方にマナーを守っていただくように再度お願いしたいと思いません。

動物愛護の推進委員の方、またはボランティア団体がないということはとても残念なことだと思います。昨日、私、ある方の家を訪ねてお話を聞いてまいりました。その方の家では、猫もきちんと家の中で飼っていて、猫の遊ぶ場所がちゃんと家の中にもありました。その方は今の場所に越してきて約8年、その間野良猫の去勢手術を21匹、実費でやったそうです。動物愛護ボランティアを立ち上げたくても友達や友人を誘ったそうですが、誰もやる方がいなかったそうです。そして、龍ヶ崎の動物病院の先生と仲よくなって、野良猫を去勢手術に連れて行くたびに「この近辺では一番河内が動物を飼うマナーが悪い」といつとも言われるそうです。本当に残念なことだと私は思っております。こういう方がいらっしゃるといふことなので、できればボランティア募集というか、そういった形でも募集してはいかがでしょうか。これは通告になかったことで申しわけございません。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 今のご質問ですけれども、動物愛護推進委員ですか、これは一応町の推薦、それとご自分で好きな方がおられれば任命される要件を満たしていれば、茨城県知事のほうで委嘱するという形になっておりますので、そういう方がおられれば、ぜひ教えていただいて、そういう流れを進めることは可能だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 石山課長、済みません、突然お答えいただきましてありがとうございました。

3問目の質問に移ります。

2013年9月に、改正動物愛護管理法が施行されました。この改正の中には殺処分ゼロを目指すことや犬や猫を虐待した人、捨てた人には罰金に処せられること、動物愛護環境省のホームページを開くと、ひどいものは最高100万円相当の罰金です。このように具体的に盛り込まれています。近隣では、牛久市と阿見町が動物愛護条例を制定いたしました。我が町においても、ぜひ動物愛護条例を制定すべきと考えますが、どのようなお考えかお尋ねいたします。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 今のご質問の動物愛護条例の策定についてでございます

けれども、現在は、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例を準用して河内町では行っておりません。それで、町における条例の策定に関しましては、現在申しわけございませんが、未定でございます。それと、この流れを把握するのに、県条例、それと先ほど言われました近隣の条例を参考に考えたいとは思っております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番、星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。先ほどもたくさんの犬と猫、どんどん殺処分されているということなので、この件に関してもそうですけれども、ぜひ動物愛護条例の制定についての雑賀町長のご見解をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 実は、私も子供のころも含めて猫と犬も飼っていました。ですから、本当に今、星野議員さんのお話を伺って、茨城県の中でも河内町が非常にマナーが悪いという話を聞いて、正直考えていたのですけれども、本当におっしゃるように動物を飼うことは、私も猫も好きで、猫も20年くらい小学校のころからずっと飼っていて、抱いて寝ていました。ですから、そういう意味では愛情も移るし、飼うということは、それだけ責任が実際あるのですね。ですから、そういう意味でも、私は犬も猫も人間も命には変わりはないわけですから、そのあたりについてもやはり癒す癒される関係であって、しかも命というものを考えれば、本当に今後町の教育も含めて、そういうことにある程度しっかりとした考えを持たなければいけないというふうに思いました。ですから、今後につきましては、課長から話にも出ましたけれども、県の条例をよく精査して、近隣の条例も精査して、準用したほうがいいのか、新たに作ったほうがいいのかも含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番、星野初英君。

○7番（星野初英君） 大変前向きなご理解をいただけて、前向きな検討をしていただきたいということで、いずれは策定してくださるとご理解してよろしいのでしょうか。そのように受けとめまして、少しでも河内町の方たちの認識が変われば、その制定したことによって変えてほしい、皆さんの認識をもっと常識豊かにというか、そういった形で変えてほしいなという思いでいます。だから、その件に関しても、きちんとたまたもし条例ができましたら、きちんと周知していただきまして、皆さんにもう一步深く理解していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

4問目の質問に入ります。

現在、動物を飼育している学校は金江津小学校でウサギ1羽飼っているとお聞きいたしました。そのウサギの管理は、生徒のお休みのときにどなたが管理されているのでしょうか。また、動物愛護に関する教育はどのように行われていますか。大野教育長に答弁をお

願いたします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 星野初英議員の質問にお答えしたいと思います。

まずありましたように、金江津小学校でウサギを1羽飼育しております。その飼育につきましては、通常の日には、飼育委員会で児童と先生が担当している委員会がございますので、そちらで世話をし、土日とか休業日ですね、それは校長、教頭が交代で飼育に見回るといような形で実施しております。

動物愛護に関する教育なのですが、動物愛護法も近年、動物保護法から愛護法、愛護管理法ということで変わってきて、それを受けて学校現場では、動物愛護週間9月20日から一週間毎年やるのですが、それを中心に、時折ですけれども、愛護ポスターを生徒が制作して、応募するという行事は組んでおります。それから具体的に愛護の精神等ですけれども、道徳教育の中に、主として、「自然や崇高なものとかかわりに関すること」という指導内容の項目がございます。それを受けて、特に小学校なのですが、低、中、高と分けまして、「動植物に優しい心で接する、動植物を大切に、生命に対する畏敬の念を持つ。」このような具体的な項目をもって、低、中、高で指導に当たっております。

具体的に飼育に関しては、小学校の1、2年生で生活科という学科、以前の社会科、理科にかかわるものなのですがございまして、この指導内容に「自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心を持ち、自然の素晴らしさに気づき、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を向上したりすることができるようにする。」という項目がございますので、それを受けて生活科が誕生した当時ですけれども、それぞれの小学校で小動物等を相当飼育しました。

ところが、ご存じのように、鳥インフルエンザ等々の動物の病気が発生したということで、一時激減したわけです。県の教育委員会からもその調査がありました。危険であるというものに関しては、できるだけ子供に触れさせないといような流れがありまして、今のように金江津小学校でウサギ1羽といような状況になっております。

生活科ではそうなのですが、動物はほかにも魚とかいろいろなものがあります。そういう心を育てるのに現実的にどうしているかと申しますと、その時期に、例えば、河内町に生息しているザリガニとか、いろいろなものを捕まえてきて観察をして、授業で観察等を終わった後はもとに戻すと。そのまま昔みたく殺しちゃうとかそんなことしませんので、もとあった場所に返してあげるといような形で、生き物のありがたさ、飼育のあり方等を勉強させております。

なかなかたくさん動物と触れ合う機会がありませんので、小学校でのバス遠足等で、この近辺ですと、成田のゆめ牧場、船橋のアンデルセン公園、大洗のアクアワールド等々の折に直接触れ合うといような行事は展開しております。

過去に、数多くはないのですが、生板小学校で県の動物愛護協会の方を招聘しまして、

動物愛護教室というのを実施した経緯もあります。

最後になりますが、るる質問の中にもありましたけれども、河内町でも800頭以上の犬が登録されているというような現状もあります。学校現場では、このような動物について、やはり人の心を癒したり、生活に潤いを与えるものにとらえておりますので、動物を愛し、保護する気持ちを育てることは大切なことであるというように認識をしております。

ここで重要になってくるのが、やはり飼い主のマナーです。子供たちが日常環境の中で見るのは、実際に飼い主が犬と散歩をしているときのふんの処理等、いろいろな場面だと思います。やはり飼い主の人たちのそういうマナーが子供たちの教育の最大の生きた教材ということになりますので、先ほど来ありましたが、そういう部分でも飼い主のマナー、これを徹底していただきたいと思います。子供たちにもマナーを含めて指導してまいります。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 大野教育長、丁寧にありがとうございました。

皆さんも記憶にあるかもしれませんが、愛知県豊橋市の谷山千華さんという方が、現在は、たしか中学2年生ですが、小学校6年生のときに書かれた作文が話題になり、様々なメディアがその内容を取り上げていました。先ほど、教育長もおっしゃっていましたが、その作文の内容は、「78円の命」という題名で、かわいがっていた捨て猫が子供を産んだことから始まります。「ある日、子猫がいなくなり、殺処分されたことを知った。初めて聞く殺処分という言葉。死んだ後はごみのようにすぐに焼かれてしまう。動物の処分1匹につき78円という現実に胸が張り裂けそうになった。子猫を探して泣き続ける母猫を抱きしめながら、命の重さを考え続けた。眠れない夜を過ごし、最後まで育てる自信がなければ飼ってはいけないということ学んだ。そして、友達みんなにも事実をもっと知ってもらいたい。」との思いを作文に込めたそうです。この内容が市の教育長の心を動かし、豊橋市の小中学校の道徳教材として活用することを決めたそうです。我が町にもおきまして、いろいろと教育長さんも、お話ありましたけれども、自然豊かな河内町では、いろいろな部分で勉強する、命、ザリガニとかいろいろなこともございますけれども、もし、できるのであれば、子供たちの心のあり方、そして、命の大切さを教える上でもぜひ参考にさせていただけたらと思います。

では、2項目目の質問に入ります。

非婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用について、町としてどのようなお考えなのかをお聞きいたします。

寡婦とは、法律婚を経た上で死別、離婚によるシングルマザーとなった女性を指します。寡婦控除とは、寡婦の所得の一部を控除して、所得税を軽減する制度です。したがって、婚姻歴があり、死別や離婚によるひとり親家族は所得税を納めるときに優遇措置として寡

婦控除が受けられます。その一方で、婚姻歴がない非婚家庭の場合、生活実態は同じでもその対象とはならず、寡婦控除を受けることはできません。そのため、控除がない分税金だけでなく、それに連動して自治体における保育料などの負担も重くなります。控除制度を変えるためには税制改正が必要となりますが、保育料や町営住宅については、自治体で調整ができるのではないかと思います。

今、婚姻歴のないひとり親家庭の経済的負担を軽くするために寡婦控除を受けたとみなし適用して、保育料や町営住宅の家賃を軽減する取り組みが自治体単位で徐々に広がりを見せてきております。県内においても既に龍ヶ崎市、水戸市が実施し、ことしの1月から那珂市でも導入されました。隣の利根町、また稲敷市も導入されるとお聞きしました。個々の状況に差はあると思いますが、母子家庭の収入は、一般的に見て低い位置にあると言われています。ゆえに、寡婦控除の適用がないために、より経済的に負担が強いられています。このような背景のもと、結婚歴の有無により家計における経済的負担に差が出る寡婦控除の改正を国に求める声が大きくなり、国としての検討が始まっていると聞いております。しかしながら、税法改正については国の動向を見守り、期待を寄せるしかありません。しかし、町の取り組みとして保育料や町営住宅における寡婦控除のみなし適用を調整していただくことはできるのではないかと思います。町としての考え、また、現状についてお尋ねしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、私のほうから、星野議員の質問で寡婦控除のみなし適用について、現在の状況をお答えしたいと思います。

現在、町の保育料を算出するに当たって、寡婦控除のみなし適用は行っておりません。今、こども園に入園されている世帯で母子世帯は、幼稚園及び委託保育を含め18世帯です。幼稚園と委託保育を除くと15世帯が母子世帯となっております。この中で、申告の際、寡婦控除を、現在または過去においても受けていない世帯は2世帯あります。しかし、この世帯が税法上で寡婦控除が受けられない世帯、いわゆる離婚や死別による母子ではなく、非婚の母子世帯であるか否かは私どものほうでは把握しておりません。もし、今後、非婚の母子世帯の寡婦控除のみなし適用を受ける場合は、こども園の保育料の規則の改正、その該当者にのみなし適用を受けるための申請を行っていただくことが必要になるのではないかと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 秋山課長、ありがとうございます。

2所帯ということですがけれども、これは春に入園時にやはり個人面談をなされていると思うのですがけれども、そのときにやはり個人情報というか、どうしても言いたくないという方もいらっしゃると思うので、難しいとは思いますがけれども、できれば、ほかに漏らさ

ないというような、もちろん個人情報を守るというようなことで聞き出すというか、そういった状況で察していただいて、もし出来れば、本当に助かるのではないかと。私自身思っております。

この件に関して、やはり、子供を一人で育てるということは本当に大変なことだと思いますし、少しでも応援してあげたいなという思いが私の中にもございます。できればこの件に関して、雑賀町長のご所見をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員さん、本当に今お話のようなことで、子供を育てるといっことは大変なことありますので、町といたしましても、寡婦控除のみなし適用についての取り組みについては、今後、規則の見直しを含めて実施したいと考えております。時期については、来年度の入園の申し込みの最後ですね、先ほど言いましたように、プライバシーの部分があると思いますから、そのあたりをしっかりと守れるような形の中で進めていければと考えておりますので、早目に実行したいと思っております。

よろしく願います。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 雑賀町長、本当に前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひ、本当に少しでも子育てする上で楽になるような、また、いろいろなプライバシーを守りながら課長さんたちにもお力をいただきまして、子育てに応援していただきたいと思っております。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（篠田英一君） 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） 皆さん、改めましておはようございます。

8番牧山龍雄でございます。通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

雑賀町長におかれましては、町長につかれまして1年が過ぎまして、公約に基づき、精力的に努力されていること、本当にご苦労さまでございます。これからも頑張ってください。

まず初めに、学校統合の件について質問いたします。

現在、河内町では、学校統合基本計画案をつくり、小中一貫校を目指しているとの説明を聞きました。政府は、教育再生実行会議で、学制改革に関する提案の素案を発表しました。小中一貫校の制度化が柱で、自治体の判断で過疎化や学力対策といった地域の実情や子供の発達などに応じ、柔軟に学生を区切れるような制度を提言しました。文部科学省は、提言を受け、2016年度にも小中一貫校を制度化したい考えで、具体的な検討をした上で学校教育法の改正を目指すと明らかにしております。

河内町でも、学校統合基本計画案の中に、学校教育の目指す方向性がはっきりと書かれておりません。特色ある教育、魅力ある学校づくり、個性豊かな児童、生徒づくり等の目

標が書かれていないと感じました。

河内町のまちづくりを考えたとき、一つの政策として、教育の改革への熱い思いが河内町で子供に教育を受けさせたい、また子供を育てたい、そして住みたい町になり、少子化対策にも役立つのではないのでしょうか。そのためにも教育目標、目的をしっかりとあらわし、実現のために考えていくべきではないのでしょうか。

それと、2問目の次世代教育支援金の見直しについてですけれども、この支援制度ができて10年が過ぎました。この制度の目的は、少子化になり、河内町で子供を多く産んでいただくためにつくられた制度だと思えます。この現状の状況はどうなのか、このような形はどうか、これから先、見直しが必要ではないか等、何か問題点がないか考える時期ではないのでしょうか。もう一度、10年を節目に検討することだと思えます。

以上、2件を自席にて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） それではまず、教育長にお伺いしたいと思います。

この統合に向けて、学校教育の向上ということで、基本計画案のスケジュールの中で、平成29年度に統合中学校を開校したいとあります。それまでに、学校教育の向上をどのように考えているのか。また、どのように取り組んでいこうとお考えなのかをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 牧山龍雄議員の質問にお答えさせていただきます。

今、国では、教育委員会制度、今のままでいきますと、恐らく来年の4月施行ということになるかと思えます。それによっても捉え方が違ってくるのですが、そうになりましたら、町ですと町長さんを中心に総合教育会議を立ち上げていかなければなりません。その中に、また構成メンバーも考えなければならない。今、ご指摘がありましたような内容につきまして、教育委員会サイドでは案を持っております。その案を実現させるのには、総合教育会議さらには学校経営に当たる学校側の考え、その辺のすり合わせをしないともまとまらないかなと思えますが、今現在、考えておりますことは、学校ですので徳育、知育、体育の大きな三つの目標がございます。これらを統合中学校と小中一貫校では多少違いがありますが、一貫校を中心に述べさせていただきます。全てが9年間を通して計画立てられます。例えば、徳育の中の道徳であれば、9年間の全体計画、年間指導計画等をもとに小学校、中学校で切れのないような流れでもって展開できると思えます。まず徳育の中で、現在、文部科学省のほうでは、今年度から「私たちの道徳」という教材を全児童生徒に配付いたしました。これを地域、家庭、学校で共有して指導に当たるようにというような趣旨です。

茨城県でも、教材はあるのですが、新たに「茨城の先人たち」というようなことで、28

名でしたか、茨城の我が県の偉人について具体的に資料にして、道徳の時間だけではこれはありませんけれども、県を知るといふようなことでの副教材が学校に配られております。そういうものを利用しながら、活用しながら、やはり道徳教育を推進していかなければならないといふようなこと。一貫校になりますと、縦割りの活動も可能になりますので、6歳から15歳までの子供たちが同じ作業をする、同じ活動をする、そういう流れでも思いやりの心とか敬う気持ちとか、そういうものを養えるかなと思っております。

さらに、ここで地域の教育力が非常に大事になりますので、現在、生涯学習グループのほうでは「学びスト」に60名程度のいろいろな趣味なり、特技を持たれる方を登録させていただいております。学校で必要なときには、教育委員会からコンタクトをとって授業のアシストをいただくといふようなことも展開しています。ただ、まだまだ子供たちのこういう学習のためにといふことで人材が不足しておりますので、登録していない方の発掘も含めて、それを拡大していきたいと考えております。もし可能ならば、そういうもろもろのことを少しまとめて、「河内を学ぶ」、河内という社会科の副読本がございますけれども、もう少し拡大して、子供たちが河内を学ぶという観点から「河内科」、教科の科ですね。そういうものも位置づけられないかなと。それに関しては、総合的な学習の時間で、1年生から中学3年生まで継続的に学ぶことも試行してまいります。

それから、知育に関しましてですが、一つには英語教育に力を入れていきたい。現在、5、6年生から入っているのですが、これが3、4年、ひょっとすると小学校1年からスタートするような時代がくるかと思えます。その英語教育につきましては、河内町の現状では、小学校の教諭の中に英語の教員免許を取得していない方がたくさんいます。これは小学校の免許と中学校の教科の免許、もともと違いますので、当たり前だと思いますが。実際的には生板小学校とみずほ小学校には英語の免許を持っておられる先生がいます。そのうち1人はことしの異動で生板に来ていただきました。残念ながら、金江津小学校のほうにはまだ配置できないので、来年度の異動の一つの目標として、英語の免許を持っている先生を獲得することも考えております。とにかく英語教育には相当力を入れていきたい。ことしの夏から、ある研究所の方を講師としてお招きして、全教職員に英語の勉強をする研修会を展開いたします。年に3回やります。

それから、学習については、具体的に小学校、中学校とも家庭教育学習の習慣化を過去4年前から定着させようといふことで、手引等もつくって推奨しているのですが、それぞれの学習時間も増加はしているのですが、まだまだ徹底はし切れていません。手引の見直しを図って保護者の方がより使いやすい手引にすることを、検討するのに町の教務主任会を中心に立ち上げて研究してもらおうと考えております。

それから、子供たちの学力向上のためには、教職員の資質の向上、これがまず基本になるかと思えます。したがって、町の教育委員会が研修を主催したり、それぞれの学区で小中連携の合同研修会も実施していただいております。中学校の教員が小学校の子供たちを指

導できるかということ、そうでもないのです。実際これは難しいです。逆に、小学校の先生が中学生の指導ができるかということ、これは経験がないと難しい部分があります。ですから、両方の校種をかえて経験を積んでいただいて、それぞれのよさを体験することが大切です。小学校で経験を積んだ先生方はある程度きめ細かな指導ができるようになりますので、親の自分の子への思いなども理解できますので、そういう体験をもとに中学校での教科指導に当たる。逆に中学校の教科専門の先生方ですから、専門性はありますが、他の教科、小学校の教科についての理解は不十分です。小さな細かなしつけについてもやはり体験できないものは不十分になる、そういう交流ができないのであれば、合同研修会のときにそういうデータを入れながら、またお互いの授業を参観をしながらというような形で経験ができれば最高です。

それから、体育の面なのですが、体育に関しては、健康面もありますので、今現在、取り組んでいますことは、食物アレルギーについてのマニュアルを町として養護の先生方を中心に、作成していただいています。この食物アレルギーに関しても、河内町は昨年度は小学校が肥満度県下1でした。これを何とか解消しようと考えております。実際、学校に行ってみますと、学校によって、学年によってそれぞれバラバラなのですが、特定の学級にはかなりの肥満児童がおります。肥満だから悪いと、私も肥満ですけれども、悪いわけではないのですが、やはり子供として活動するにはある程度の体重、身長等がないと活動がしにくい。まして、生活習慣病に陥りやすいというようなこともありますので、学校給食でも相当メニューは工夫して、カロリー等提供しています。この肥満対策も小中一貫という流れで同じ学校で生活するようになりまして、さらに具体的に実施できるものと考えております。

あとは、小中一貫ということになりますと、小学生が中学生を常に見ていますので、例えば、中学生の体育の時間または清掃の仕方、いろいろな部分で接する機会がありますから、小さい子は大きい子の生活の習慣を肌で感じられる。逆に、大きい子はどんどんだらしなくなる可能性もありますので、小さい子供たちがしっかり生活しているものを見て、自分を振り返りながら、もとの自分を探すみたいなこともできると思われれます。最終的には、少しでも多くの教職員が確保できれば、例えば、小学校で実施していますクラブ活動、5、6年生がやっているのですが、それぞれの学校が単学級ですので、せいぜい5人、6人の先生しか対応できていません。そうすると、幾つクラブができるかということ、最高教員数ですから、子供たちがやりたいクラブ活動ができない状況にあります。まとめれば先生方の数だけクラブもつくれる。部活動についてもしかりです。教員数がふえれば、それなりの数を展開できます。小中一貫校が可能であれば、今、机上で考えているだけですけれども、このようにたくさんのが広がります。子供たちの夢と我々の教育委員会の夢も学校現場の夢ももっと広がっていくと思います。

最終的に、中学校卒業していくわけです。現在、河内中学校の生徒は9割が茨城県内、

金江津中学校の生徒は9割前後が千葉県的高等学校に進学しております。これが一緒になりますと、両方の感覚を持った子供たちによって進路一つにしてもいろいろな話題が広がっていくと思います。ですから今まで、例えば、河内中学校の生徒が千葉県のこういう特色のある高等学校に行きたいなと思っても、二の足踏んでいた部分、金江津中学校の生徒の逆もあるかと思えます。子供からの情報とさらに教職員の進路に関する研修も含めても、幅は大きく広がって子供たちの夢は広がり、進路選択の幅も広がるという形でいろいろな利点が発生すると考えております。

最終的には、今、それぞれの学校に学校評議員制度というのが数年前から立ち上げられて、3名から5名の評議員の方が学校経営について、いろいろ相談に乗っていただいております。小中一貫校ということになれば、まとまるわけですから。今、国でも推奨していますが、コミュニティースクール、学校運営協議会という制度があるのですけれども、そういう形に学校評議員制度を見直して、もっと多くの方に評議員になっていただいて、学校現場の授業一つについても参観できる、いつでも学校に来れるような地域ぐるみの学校づくり、その基礎をつくれるとも考えております。

まとまりませんが、以上です。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 大野教育長、どうもありがとうございました。丁寧な答弁、ありがとうございました。

教育委員会でも細かくいろいろ検討なされているのはよくわかりました。先ほどもありましたように、いろいろな機関との協議を経て、その夢が、思いが実現できますよう、努力をお願いしたいと思います。

そして、この河内町はおいしい米ができるのですから、立派な人材を育てられるような教育も目指していただきたいと思えます。

続きまして、学校新築に関するコンセプトを学校教育委員会の萩原事務局長にお伺いします。

計画案の内容は、新築の計画案だけではありませんが、校舎の地域住民の災害時の避難場所にもなり得るようなところだと思います。そしてまた、町民の方が利用する場所だと思います。そのようなことは、計画案で読み取れませんでしたので、そこら辺をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、牧山議員のご質問にお答えしたいと思います。

今日、社会のありさまが大きく変わりつつあります。次世代を担う子供たちの取り巻く環境も大きく変化しています。その中で、学校という環境は子供たちにとって家庭の次に多くの時間を過ごす場所であると思っております。そういう環境をいかに健康なものに

きるか、安心して通い、それぞれの能力を伸ばし、集団生活を送る中でルール、マナー、規範意識や道徳力、基礎的な学力、たくましく生きるための体力などを身につける場でもあると考えています。このことから、豊かな環境を生かした中に現存する水と緑のふれあい公園ですね、そちらを活用できることが可能であれば、周辺環境と調和のとれた地域防災の拠点となるような学校校舎が建築できればと思っております。

具体的には、木のぬくもりを感じるような温かみのある校舎とか、田園風景に溶け込んだ校舎というようなことですね。それと今言いましたように、学校生活が安心して快適な空間であるということ、バリアフリー化とかということですね。それと、地域への開放施設としましては、図書室や屋内の運動場、体育館ですね。それらが考えられると思います。

今、議員がおっしゃいましたように、防災拠点というようなお話がありました。いずれにしても、学校というのは、子供たちが快適に暮らす空間であることが基本になると思いますので、災害の拠点というか、そちらについては防災担当課とも協議しながらやっていかなければならないかなと思っております。

いずれにしても、子供たちが快適に過ごせる空間というようなものを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 萩原局長、どうもありがとうございました。

子供が長く過ごす空間ということで、いろいろお考えになっていると思いますけれども、私も災害時の考え方を述べさせてもらおうと思うのですけれども。河内町で考えられる災害と言いますと、水害と地震による液状化だと思います。水害によりまして、どのくらい1メートルから2メートルか水かさがかかるかわかりませんが、学校の施設を重要な施設、例えば、電気設備でしたらキュービクルとかですね、そういうのはやはり2階とか高いところにつくるとか、1階が水に冒されても学校の機能が落ちないような、そういう最初の設計の段階から考えていたほうがいいのではないかと思いますので、そこら辺も今後の計画の中で反映させていただきたいと思います。

次に、町長にお伺いします。

認定こども園についてでございますけれども、この小中一貫校がもし実現されますと、やはり河内町の教育というものも大分変わってくると思います。今、この子育てに関して、認定こども園がありますけれども、この一貫校と認定こども園というものを町長はどのようにこれから考えて取り組んでいくのかの所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の牧山議員の質問にはお答えするのは、非常になかなか難しい部分があると思いますが。まず、仮にとという形の話しかできないのですけれども、小中が

一つにまとめれば、認定こども園というのが2カ所ございますから、これも今後どうしていくかというの、やはり保護者の方も含めて、皆さんのいろいろな意見を伺った中で、どういう方向がいいのかということも考えていかなければいけないと思います。老朽化もしている部分もありますし、1カ所にまとめるにしても、どこがいいのかとか含めてですね、なるべくそのあたりは本当に議員の皆さん方のご意見も伺いながら、どういう方向がいいのかを一緒に相談していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

次の質問も子育ても絡むのですけれども、少子化に向かって教育環境の充実ということで、町長にもお伺いしたいと思うのですけれども、文科省の小中一貫校制度化が検討に入っていますけれども、これはやはり国もそういう流れだし、河内町もそういう方向に向かっているということで、その取り組みは本当に大きいものじゃないかなと思います。こういう一貫校ができれば、すばらしい河内町の教育が実現されるし、また、子育てのしやすいようなまちづくりもできるのではないかと思います。こういうものがちゃんとできれば、少子化対策にもつながっていくのではないかと思います。小中一貫校の一つだけじゃなく、児童生徒も学力向上や人間育成、特色ある人づくり、また卒業式に児童たちの夢が発表がありましたけれども、そういう夢がかなうまちづくりというものをこれから進めていかなければならないと思います。そして、お母さん方が子育てしやすいまちづくりも求められると思います。そういう大きな目でこれから町長は調整をなさっていくと思うのですけれども、やはり町長の公約の中にも、この一貫校の、中学統合とか、教育に関する選挙公約がありました。それらに積極的に町長も考えてもらおうと思うのですけれども、やはり、町長の教育環境に対する考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） たまたまきょうの新聞にも載っているのですけれども、教育再生実行会議というのですね、まさしく提言をまとめるということで進んでいると思いますけれども、やはり教育というのは、国家百年の大計と言われるものですので、やはり本当に10年先、20年先、30年先、50年先を考えたら、教育イコール国づくり、まちづくり、みんな連動していると思うのです。ですから、私も何度かお話をしていると思うのですけれども、人間の生には限りがありますので、やはり今、私の年齢もうすぐ60ですけれども、あと50年生きられるかといったら、基本的に不可能なのですね。健康でしかも動ける時間というのは幾らも残されていないのですよ。それは議員の皆さんもここにいる課長さん方も50以降の方が多いのですから。そうしますと、次の世代の人たちにいかにしっかりしたバトンを渡せるかというところに、皆さんが知恵を出し合っていないと、本当にどんどん河内町の自治体としての機能も含めて、町民が住みやすい町にしていくにはやはり5年、

10年、15年という先を見据えた環境整備ですか、それが私は大切だと思っています。

本当に20年後どうなっているかわからないとよく言いますが、でもやはり、人の命には限りがあるわけですから、若い今の生まれた人から幼児から、小学校、中学校、高校生と本当に将来、河内町だけではなく、県南地域、茨城、日本をしょって立つてもらわなければいけない人たちですから、そういうことを考えますと、私は河内町として、この地域における子供たちをしっかりとした形に育てていく責任があるのですよ。ほかの町でなくて、ここに住んでいるわけですから。そういう中で、どうしていくかということですね、これは真剣に考えなければいけないと思っています。

そういう中で、国もやっと重い腰を上げたのかなと私は思っています、幼児教育、無償、財源に課題と書いてありますけれども、私は財源も大切ですが、財源はつくればいいのです。つくらないと大切な幼児期の教育がおろそかになれば、将来に違う形、マイナスの形が起きるのかもしれないということであれば、そこに果敢に取り組んでいくのが行政の使命だと思うし、大人の責任だと思います。そういう意味で、本当に教育再生実行会議に、こういうことが新聞に載って、しかも真剣に国も考えていただいているということで、非常に私はこれから教育関係にいろいろお金を投じていかないと、国の日本の将来を考えたら、一番大事な時期かと思っていますので、ぜひとも牧山議員さん初め、議員の皆様方にもご理解いただいて、本当に河内町の中でできる限りの対策、対応をとって、子供たちを河内町で育てやすく、教育しやすいまちづくりをしていくのが、私は一番大事だと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 町長、真摯な答弁ありがとうございました。

先ほども言いましたけれども、幼稚園とか小学校で子供が卒業式に、将来、私は何になりたいという夢を語ります。こういう夢が実現できるような町も一つのまちづくりじゃないかと思います。そのために行政もそれなりの努力をしていくべきではないかと私は考えますので、これからの取り組みをよろしくお願いします。

それでは、2番目の次世代支援金の見直しについて、質問したいと思います。

平成26年度の育成支援金の予算、大体1,500万円を計上していますけれども、これまでの実績がどのようなものだったかをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、私のほうから牧山議員からの質問で次世代育成支援金の見直しについての中で、これまでの実績についてお答えいたします。

ご存じのとおり、この制度は、河内町に出産の日まで引き続き1年以上住所を有し、1児を養育している者が第2子を出産した場合、50万円。第3子以上を出産した場合は100万円を支給するもので、第2子は出産時に11万円、その後毎年6万5,000円を6歳まで支給

し、第3子以上は出産時に22万円、その後毎年13万円を6歳まで支給するものであります。

また、この制度は、平成17年1月より実施しており、平成17年は出産のみの人数で32名、支給額は484万円。18年度は出産と1歳の誕生日を迎えられた対象児で57名、704万円。19年度は84名で995万5,000円。20年度は103名で1,083万5,000円。21年度は120名で1,251万円。22年度は143名で1,491万円。23年度は159名で1,552万円。この年度からは6歳までの全年齢の皆様へ支給をしているもので、24年度は141名で1,359万5,000円。25年度は149名で1,472万5,000円であります。以上が次世代育成資金の実績となっております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） どうもありがとうございます。

これが先ほど言われましたように、見直しということで質問事項があるのですけれども、やはり見直しをするためには、いろいろなデータが必要ですね。そのためにこの制度があるということをややはり関係者に周知するとか、アンケートをとるということは、今なさっているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それではお答えいたします。

実は、周知につきましては、お子様が生まれますと、2子、3子の方が生まれますと、当然出生の届けを出してきます。その際、保護者の方に、こういう制度がありますので、ご利用くださいというようなPRをしているところでございます。

アンケート調査のお話なのですが、実はことしの2月に、子ども・子育て支援事業計画の策定を行うためにニーズ調査を実施してまいりました。その際、子育て支援について、町単独で行っている事業ですね、次世代育成支援金制度について調査を行いました。この調査対象は、小学校6年生までの保護者の皆さんにニーズ調査を行っております。この制度について人数は限られた人数の中で、その問いに対して379名の回答のうち83.4%の316名の方が「知っていた」とお答えしております。

今の議員質問にはなかったのですが、この支援金を受給しているまたは過去に受給していたという方につきましては132名で、受給していない方が179名おられました。また、「この制度が少子化対策に役に立っていると思いますか」という問いに対しては、「役に立っている」とお答えした方が103名。「どちらでもない」というお答えがあったのが36名。「役に立っていない」というお答えが12名で、あとの228名の方は無回答でした。

いずれにしても、このニーズ調査の判断だけで、この制度の見直しについて検討するのは大変難しいなと感じております。今後、十分な調査、検討した上で住民の皆さんのご理解を得られるような対応が必要であると私は思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 課長ありがとうございました。

一例を引いて、課長に質問したいのですが、やはり、龍ヶ崎なりよそから2子連れて河内町に引っ越してきました、河内町で1子を出産したというケースですね。このケースにおいて、どういう支援金を受けられるかどうかを、どういうケースだったら受けられて、どういうケースだったら受けられないとかというのを課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） ただいまのご質問なのですが、例えば、ほかの市町村で二人のお子さんが出て、河内町のほうに来て出産されたというようなご質問でよろしいかと思います。そうしますと、この条件、条例であるのですが、この条件からしますと、まず2子連れてほかの市町村から河内町に転入されてきました。それで1年以上住んでいて、それで3番目の3子の方を出産されれば該当になります。3子としての該当はします。ですから、1年以内で出産しますと、ある意味該当にはならないというようなことになっております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございました。

済みません、そのときは、河内町条例の2子に当たるのか、3子に当たるか、50万に当たるか、100万に当たるのかだけお聞きしたいのですが。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 当然条例からいきますと、3子目ですので100万円に該当するということになります。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございました。

続きまして、町長にこれからの運用についてお伺いしたいと思います。

この住みたいまちづくりを目指す一つの政策として、こういう支援金制度があると思うのですが、これからこういう支援金を続けていくのか、またはどこか変えていかなければならないのか。また、この1,500万以上の予算を組んでいますので、これの別な運用を考えていくのか、そこら辺は町長の所見計画をお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の問題なのですが、現実的にこの支援金を受けておられる方は、やはり非常に6年間のスパンですけれども、ご本人のところに行っているわけですから、私は非常に喜んでおられるものと実際思っております。ですから、本来なら、こういうのが続いている中で支援金を出しながら別な政策ができれば一番いいと思うのです。ですから、急にこれをやめてしまうということは基本的には受給している方は役に立

っています。財政が許す限りはこれは引き続き私はやってもいいのかなと思っております。ですからそのためにいろいろと行財政改革をやりながら、少しでも子育ての支援ができればいいなと思っております。ただ、1子しかいない方にとっては不満だという話も実はあるのですね。ですから、そのあたりも考えて、例えば、これにかわるものは、もしもいいものが出てくればそれは皆さんで考えればいいのですけれども、財政が許す限りは、いいものが、本当によろこんでいただけるものが、前にも新聞に載っていましたが、今の子育て支援に関して、河内町のこの次世代育成資金については、非常に取り上げられるものが多いと私も見ておりますし、継続できるものであれば、継続していても私はいいのかなと思っております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

この河内町独自の制度が、ほかでも評価されているということはわかりますけれども、やはり先ほど、秋山課長のほうからお話ありましたけれども、これによって今、10年間運用してきました、どれだけそれが効果があったのかというと、やはり最高でも年間40人から50人と。ずっと出産の人数が低迷しているというか横ばいのような状況でございます。これがあるから横ばいなのかもわからないし、なくなったらもっと減っちゃうのかもわからないのですけれども、それはこれから財政の許す限り続けていっていただきたいと思っております。

それとやはりこの町も、子育てに優しい、子育てがしやすいまちづくりということで、1子の方で共働きの方が子供を預けて仕事をしやすいようなまちづくりにこれから考えていただいて、それが一つの河内町に住みたいとまちづくりの一つになればと思います。

これからの町長の努力を期待しまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（篠田英一君） 以上で一般質問を終了いたします。

○議長（篠田英一君） 日程2、議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程3、議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程4、議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程6、議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 8ページの農業総務費ですか、補助金で経営体育成支援事業被災農業者向けですが、これ7,000万円以上の金額が出ていますけれども、実際河内町で何件くらい予算を使うということで申請というか出ているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

予算の積算に当たりましては、町として3月から4月にかけて取りまとめました農家からの被害状況報告をもとにしております。内容としましては、被災の数110件、被災棟数167棟、補助要望額は概算で積算しておりますけれども、総事業費が8,527万円となります。

ご説明については以上でございます。

○議長（篠田英一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程7、請願第1号 「かわち寿大学」存続を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

廣瀬教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長廣瀬 裕君登壇〕

○教育厚生常任委員長（廣瀬 裕君） 教育厚生常任委員会審査報告。

去る6月5日に開会されました平成26年第2回河内町定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました、請願第1号 「かわち寿大学」存続を求める請願につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である福智正之議員より今回の請願について説明をいただきました。協議いたしましたところ、「お年寄りが元気で医者にも行かず、活動するという機会をいろいろな場面につくっていくことは必要だと思う。長寿クラブ、寿大学、それぞれの活動を両方併用してもおかしくないのではないか」という意見が出ました。ほかに、質疑、意見等はなく、採決に入り、全員賛成により寿大学存続を求める請願について、採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

平成26年6月12日

教育厚生常任委員長 廣瀬 裕

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 委員長の審査の中でお聞きしたいと思います。

この、「お年寄りが元気で医者にも行かず、活動する機会をいろいろな場面につくっていくことは必要だ。長寿クラブ、寿大学それぞれの活動の両方を併用していくのはおかしくないのではないか」という意見があったということですけれども、河内町のお年寄りが一つにまとまるという、そういう意見、協議はなかったのでしょうか。

多分、長寿クラブのほうが年齢的には年上の人が多いと思うのですけれども、やはり、寿大学もあと5年、10年たてば同じような年齢になっていくわけですね。そうしたら、河内町の老人に対する政策を一つで、長寿クラブの中か、一つのあれだと思うのですけれども、名称はあれですけれども、その中で一緒にやっっていこうという意見は出なかったのでしょうか、お聞きします。

○議長（篠田英一君） 廣瀬教育厚生常任委員長。

○教育厚生常任委員長（廣瀬 裕君） 今回の請願について今、牧山議員から、一つになってやっっていこうという意見がなかったかということですが、寿大学と老人クラブ、いろ

いろ、その機会、今までやっている行事等が大分違います。それを急にまとめて一つにや
っていくのにもいろいろな障害があるかと思えます。それで、両方併用してやっていくの
もおかしくはないのではないかという請願に対しての意見が出ました。

以上です。

○議長（篠田英一君） ほかに。

12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 請願文書表の中で請願者なのですけれども、代表4名、各地区
1人ずついるのですけれども。これ、5月28日に受理されている文書なのですけれども、
この時点で級長が変わっている人はいなかったのでしょうか、お聞きします。級長名がち
よっとわからないのですが。

○教育厚生常任委員長（廣瀬 裕君） わかる範囲で……。

○12番（宮本秀樹君） 5月28日の時点でかわっているのですか。

○教育厚生常任委員長（廣瀬 裕君） はい。

○12番（宮本秀樹君） ここに生板地区は、級長古手誠一と書いてあるのですけれども、
そういう状況で受理してもいいのですか、これ文書がミスなのですか。

○9番（福智正之君） 私が紹介議員ということで出したものですから、今、宮本議員の
話したことに對しましては、生板、源清田、金江津と、前の級長さんが存続をしていただ
こうということで、町長と何度もお話をしたという経過もありますので、それで前回の級
長さんらの骨折りということで請願に名前を出してもらったわけです。

○議長（篠田英一君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 前の人が今まで努力していることはよくわかっているのですけ
れども、元級長と入れてもらわないとしようがないですね、古手さんの場合には。下の長
竿地区の寺田さんについては元級長と書いてありますけれども。

○議長（篠田英一君） 宮本君に申し上げます。

報告の内容についてだけの質疑でございます。請願についての質疑ではございませんの
で、お願いいたします。

ほかにございますか。

6番青野 正君

○6番（青野 正君） 報告についての意見というか、ちょっとずれてしまうのですけれ
ども。請願の中であいまいなまま、かわち長寿クラブと統合する計画があるということ
ですけれども、これについては、「あいまいなまま」というのはどういうことか、その中
では話し合いがなされたような感じがしなかったのですけれども、私自身の考えでは、雑賀
町長、いろいろな形で私たちにも説明してくれましたし、この請願している皆さんにも説
明していたと思うのですので、あいまいな形でそのようなことが進んでいるとは私は思っ
ていません。またそれに寿大学をこのままやっていくのだったら、別に河内町にはいろい

ろな文化活動しているわけですよ。何十団体とありますから。そういう形でやっていくものだったら別に問題はないのですけれども。河内の予算、これ長寿会より寿大学のほうが確かに予算が大きくとってあったようなそんな記憶があるのですけれども。そういう意味でなければ、予算は別としてやっていくのだったら私自身も賛成してもいいのかなと思います。独自でやっていくのだったら。ただ、予算的なことは執行部の考えですから、それはそれで賛成してやっていくほかないのかと思います。そういうことを私は一言言いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程8、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第5条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご決しました。

○議長（篠田英一君） 日程9、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について、閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。
これにて平成26年第2回河内町議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午前11時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員